

第22回

ユーザーがサーバーに置いたデータに関するプロバイダーの責任とは

Q.

現在、プロバイダーを運営している者です。弊社では、会員のホームページ設置をサービスの1つとして提供しています。しかし、現在、一部のページで、明らかに違法コピーと思われるデータや、限度を超えと思われるわいせつな画像などを掲載しているものを見かけるようになってきました。

これらのデータを弊社で運営するサーバーに置くのを放置していた場合、それらに対して、なんらかの法的な措置が講じられたとして、それらの法的措置が弊社に及ぶリスクがあるのでしょうか？

もし、そうであれば、それらのデータを排除するような措置をユーザーにとらねばいけないのですが……。

A.

最近、ご質問のような事例が多発しており、各社とも対応に苦慮されています。また、日本では、今のところ、実際の裁判例はさほど多くはないのですが、米国では、裁判例も相当集積されてきており、立法的な解決も模索されています。以下に場合を分けて、ご説明しましょう。

ケース 1

第三者の著作権を侵害するデータや画像が掲載されていた場合

(1) 著作権法上、著作権者は、「勝手に俺の著作物をコピーするな!」とか「勝手に俺の著作物を公衆に送信するな!」と言える権利があるということは、以前に説明しましたよね。前者の権利は「複製権」、後者の権利は、有線電気通信に関しては「有線送信権」、無線通信の場合には「放送権」と呼ばれています。著作権者の許諾

を受けずに著作物をホームページ上に掲載すれば、このうち「複製権」と「有線送信権」の侵害が問題となるわけです。

(2) では、ホームページ上に著作物が掲載された場合、誰が著作物をコピーしたり公衆に送信したことになるのでしょうか？プロバイダーの管理するサーバー上にデータや画像が蓄積されている以上、プロバイダーが著作権侵害の責任を負うことになるのでしょうか？

a. プロバイダーがあるユーザーからデータや画像が蓄積されているフロッピーディスクを受けとって、これを自分のサーバー中の当該ユーザー用のスペースに蓄積した場合には、「コピーしたり、公衆に送信したりしているのは、プロバイダーだ。だから、プロバイダーが著作権侵害の責任を負うべきだ!」等と言われる可能性は相当高いでしょうね。そうすると、プロバイダーは、著作権者から差し止めの請求を受け、さらに、著作権侵害をしていることを知っていたり、知らなかったことについて過失があったりすれば、損害賠償の責任も負うことになってしまいます。

b. では、プロバイダーは単にサーバー中の一定のスペースを貸しているだけで、ユーザーがリモートアクセスして、自分でデータや画像をアップロードしている場合はどうでしょうか(現在は、ほとんどの場合、各社ともこのような方式をとっています)。

この場合には、おそらく、「コピーしたり公衆に送信したりしているのはユーザーであって、プロバイダーはスペースを貸すことによって、それを事実上容易にしていたにすぎない。特段の事情のない限り、プロバイダーが責任を負うことはない」と考えられることになると思われます。^[1]しかし、

そうした問題があることを知っていたのに、漫然と放置していた場合には、「プロバイダーも共同して著作権侵害をしたことになる」⁹⁾等と主張される恐れは十分あります。したがって、プロバイダーとしては、何らかの対策を講じておく必要があります。具体的には、会員規約等で他人の著作権を侵害するデータ等の掲載を禁止するのももちろん、「著作権侵害を構成するものと疑う合理的な理由があるものとプロバイダーが判断した場合には、やむを得ずアクセス制限をしたり、当該データ等を削除したりすることもある」旨を明らかにしておくべきでしょう。といっても、実際には、果たして本当に著作権侵害を構成するものか否かを判断するのはかなり困難だし、第三者からクレームがあったからといって、直ちにそのデータを削除してしまうのも、場合によってはユーザーの表現の自由を不当に奪うことになって、問題ですので、悩ましいところではあります。¹⁰⁾ プロバイダーとしては、ユーザー向けのガイドラインを作成するなどして、啓蒙活動に努め、ユーザーによる著作権侵害行為が生じないように十分配慮するようにしておくのが適当であろうと思います(こうした方策をとることは、ユーザーが、著作権法の理解不足から、意図せず著作権侵害の責任を問われることがないように配慮することにもなりますよね)。また、著作権者であると主張する者から、クレームがあった場合には、真摯に事実関係を確認し、合理的な疑いがある場合には、一時的にアクセスを制限したりすることも検討する必要があります。¹¹⁾

脚注：【9】もともと、Playboy Enterprises, Inc. v. George Frena, 839 F. Supp. 1552 (M.D. Fla. 1993) では、原告であるPlayboy社が著作権を有する画像データを、被告の運営する電子掲示板の利用者が、電子掲示板に掲載した場合に、被告が、著作権侵害の責任を負うものと判示さ

れています。裁判所は、被告が管理運営する電子掲示板に画像が掲載されている以上、被告は、著作権の直接侵害の責任を負い、被告が「著作権侵害の事実を知らなくとも問題ではない。侵害の意図は、著作権侵害が認められるために必要となるわけではない。意図または認識は、侵害の要素ではない(…)」と判示しています。この判例に対しては、批判も多く、Religious Technology Center v. Netcom On-Line Communication Services, Inc., 907 F. Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)においては、類似のケースにおいて、「あくまでもコピーを行っているのは、ユーザーであり、ネットワーク運営者は、寄与侵害者としての責任(すなわち、著作権侵害行為に手助けをしたことによる責任)を負うことはあっても、直接侵害者としての責任を負うものではない」という趣旨の判断をしています。

【10】たとえば、著作権者(具体的には、その団体である日本音楽著作権協会「JASRAC」)の許諾を受けずにカラオケ店を営んでいた者にカラオケ機器をリースしていたリース業者が、著作権侵害に基づく共同不法行為の責任を問われた事例があります。もっとも、このケースでは、リース料は、カラオケ店の収益に応じてその額が決まる、いわゆるパーセンテージ・リースと呼ばれる方式で算定されることになっており、また、問題のリース業者は、JASRACの許諾を受けずにカラオケ店を営営することを支援していたような状況もあったようで、特殊な事案と言えるかもしれません。また、脚注1のNetcomの事件でも、Netcomが侵害行為を認識しており、侵害行為に実質的に関与していた場合には、寄与侵害の責任を負うことはあり得る旨判示されています。

【11】こうした点を考慮して、米国では、ネットワーク運営者の責任を免除し、または、制限する立法的な解決を図るべきである、との意見も主張されています。しかし、Information Infrastructure Task Force「IITF」のWorking Group on Intellectual Property Rightsが、1995年9月に発表した報告書においては、以下のような趣旨の報告がなされています。

免責や責任の限定を望むサービスプロバイダーは、(a) システム上で流通する素材の量はあまりに膨大であり、監視したり、審査したりすることは不可能である、(b) 監視しようとしても、侵



インターネットにわけつて画像を置いていたことで、プロバイダーが書類送検された(1996年10月2日の日本経済新聞より)。

害物を識別することはできない、(c) サービスプロバイダーを保護しなければ、情報の流通及び提供が阻害される、(d) サービスプロバイダーに責任を負わせれば、事業が成り立たなくなり、NIIも実現不可能となる、(e) 利用者の行為について責任を引き受けたサービスプロバイダーにのみ責任を負わせるべきである、と主張している。

しかしながら、写真の現像業者、書店、レコードショップ、新聞の販売所、コンピュータソフトの販売店等も、実際にその取り扱う素材の内容を吟味することはできないにもかかわらず、厳格責任に服している。

また、オンラインサービスプロバイダーは、侵害の存在を通知された場合には、削除その他の適切な措置を講ずることができる。

オンラインサービスプロバイダーは、NIIの進展に不可欠の役割を果たすものであるが、だからといって、著作権侵害の責任を免除したり、軽減したりする理由とはならない。著作権侵害を行い、または、著作権侵害を助長することなく、その役割を果たすことは可能であるからである。

オンラインサービスプロバイダーは、利用者や営業上の関係を有しており、利用者を特定し、利用者の活動内容を知り、さらに、利用者の違法な行為を中止させ得る立場にある。おそらく、オンラインサービスプロバイダーのみがそうした立場にあるものと言えるであろう。たしかに、利用者からの損失補償“indemnification”によっては、十分な損害の補填をすることはできないかも知れないし、その他の措置を講じようとするれば、事業運営の費用を増加させることになるだろう。しかし、オンラインサービスプロバイダーは、侵害を防止し、侵害を中止させるうえで、著作権者よりも有利な立場にある。こうした点を考慮すると、サービスプロバイダーに責任を負わせるのが最良の政策である。

サービスプロバイダーは、侵害行為により利益を得ているのであって、責任を負わないものと議論するのは困難である。

The Working Groupは、NIIの環境下でのサービスプロバイダーの責任を軽減するのは早計であると考えている。サービスプロバイダーの種類は多様であり、一つのルールによって、対応することはできない。事業者によっては、たとえば、電話会社のように、単に、導管としてのサービスを提供しているにすぎない場合もある。その場合には、一般の運輸業と同様の立場に置かれていて、か

つ、人についても内容についてもコントロールできないのであれば、確かに免責の主張にも理由がある。暗号化された侵害物を知らずに送信した、オンラインサービスプロバイダーの責任も同様に考えることができる。

責任を負担することを拒否することによって、自らの責任の範囲を決定させることは、不公正であり、かつ、危険である。こうしたことを認めれば、意図的な無視を助長することになってしまう。

【4】当初はそうした事実を知らなかったとしても、クレームがあった以降については、プロバイダーに故意又は過失があると判断されて、それ以降の損害の賠償を請求されることになってしまう恐れもあります。

ケース2

他人を誹謗中傷する内容のメッセージが掲載されていた場合

(1) 「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」場合には、**名誉毀損罪として、刑事責任を問われる恐れがあります。また、名誉を毀損された人から、損害賠償の責任が追及される恐れもあります。**^[9]

(2) もちろん、著作権侵害の場合と同様に、プロバイダーの知らない間にユーザーがリモートアクセスして、自分で問題のメッセージを掲載していた場合には、**プロバイダーが名誉毀損の責任を問われるものとは考えがたいと思われませんが、「名誉毀損だ！」等とクレームを受けて、その事実を知っているにもかかわらず、漫然と放置していた場合には、名誉毀損を手助けしていると見なされて、刑法上の「幫助罪」の責任を問題とされたり、損害賠償を請求されたりすることもあり得るので、注意が必要です。**^[10]

脚注：【9】もともと、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった」と認められる場合であって、「真実であることの証明」があったときは、刑事責任を問

われないことになっています（刑法第230条の2）。

【10】米国では、一般に、名誉毀損を構成する内容の書籍を出版した者“publisher”は、無条件で名誉毀損の責任を負うが、書店や図書館等の書籍のディストリビューター“distributor”は、名誉毀損が問題となっていることを認識し、または、認識すべき理由があった場合にのみ、名誉毀損の責任を負うものと考えられています。これは、ディストリビューターは、受動的な導管“conduit”にすぎず、何らかの落ち度“fault”がなければ、責任を負わせるのは適当でない、という考え方に基づくものです。Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Servs. Co., No. 31063/94, LEXIS229, (Sup. Ct. N.Y. May 24, 1995)においては、この法理に基づいて、ネットワーク運営者が名誉毀損の責任を負うものと判示して話題になりました。この事件は、Prodigyのネットワーク中の“Money Talk”という電子掲示板に掲載された発言が、証券投資銀行である原告の名誉を毀損するものであったとして、当該電子掲示板サービスを運営していたProdigyが訴えられたものです。裁判所は、Prodigyが、電子掲示板の内容をコントロールしている旨表明していたこと、電子掲示板の内容をチェックするためのソフトウェアやガイドライン等により実際に内容をコントロールしていたこと、等を強調して、Prodigyが出版社としての責任を負うものと判示しています。一方、日本では、1994年に、NIFTY-serve中のあるフォーラムで、会員Aが、会員Bから名誉を毀損する発言をされた、として、会員BとNIFTY-serveを提訴した事件が起きました。原告側は、NIFTY-serveは、原告の要請にもかかわらず、問題の発言を削除しなかったこと等を理由として、NIFTY-serveは、会員の安全に配慮すべき義務に違反している旨を主張しているとのことです。裁判所がどのような判断を示すか、注目されます。

ケース3

「わいせつ」^[11]な画像が掲載されていた場合

(1) 刑法上「わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者」は、**わいせつ物頒布等の刑事上**

の責任を問われることになっています。日本でも、今年の1月末に、ある大手プロバイダーのユーザーがわいせつな画像を掲載していた、という理由から、そのユーザーがわいせつ物公然陳列罪の容疑で逮捕され、プロバイダーの施設が家宅搜索された事例があり、大変話題になりましたよね。その後、多くのユーザーは、日本のサイト上でわいせつ画像を掲載するのは問題があるということで、海外のプロバイダーのサイト上で問題となりそうな画像を掲載するようになり、日本のプロバイダーのサイト上では、少なくとも、大っぴらにわいせつ画像を掲載したりするような事例はかなり減っては来ていました。しかし、どうもいまだに、日本のプロバイダーのサイト上でも、かなり危ない画像が掲載されているケースが後を絶たないようです。^⑩

(2) 「わいせつ」な画像が掲載されたからといって、具体的に誰かの権利を侵害した、ということにはならないので、損害賠償の責任を問われることはまず考えられないのですが、警察当局のほうは、インターネット上での「わいせつ」画像の掲載を相当問題視しているようで、積極的に捜査、摘発に動いています。したがって、プロバイダーの施設が家宅搜索されるようなケースは、今後もあり得るのではないかと思います。家宅搜索の対象となった場合には、突然捜査官がやってきて、大量に資料を持っていったり^⑪、担当者が長時間事情聴取を受けたりと大変な不都合が生じますし、「わいせつ」画像が掲載されているのを知りながら漫然と放置していた場合には、今度は幫助罪の責任を問題とされることもあり得るので、相当なリスクがあると言わざるを得ません。

(3) では、どのような対策を講じておくべきなのでしょう。

a. 実際にそうした画像が掲載されてい

ることを知った場合に、ユーザーに対する警告、データの削除、退会処分、その他の合理的な対応を速やかに取っておけば、幫助罪の責任を問われることは考えられないのですが、(a) そうした画像等が掲載されていないかどうかを監視すべきかどうか、(b) 監視しておいた方がいいとしたら、どのような体制を取っておけばいいのかが、かなり困難な問題です。警察の家宅搜索の対象となったりすることを防ぐ意味からは、できる限り子細に監視するようにするのが適当なのでしょうが、實際上、日々更新される膨大なページをくまなくチェックするのは不可能ですし、URLをユーザーが一般に公開していないような場合には、電気通信事業法上の「検閲の禁止」や「通信の秘密の保護」^⑫と抵触する疑いもあるので、対応には、相当苦慮することになってしまいます。

b. しかし、そもそもプロバイダーは、自分の施設上で、ユーザーが犯罪行為を行っていることまで想定して、監視体制を取っておくべきなのでしょうか。「家主は、借主が部屋の中でなにか悪いことをしていないかどうか、始終のぞいてもいいんだ。のぞいていないと家主が幫助の責任を問われることになる」とは、誰も思わないでしょう。逆にそんなことをすれば、プライバシーの侵害が問題となったりしますよね。では、サーバーを貸しているにすぎないプロバイダーの場合は、家主の場合とどこが違うのでしょうか？

今後、立法的解決、少なくとも、行政実務上の明確化が強く望まれるところです。^⑬

脚注：【⑩】 一体、「わいせつ」とはどういう意味だという点まで考え出すと、表現の自由の問題とも関連して極めて厄介な問題ですが、現在の警察当局の取り締まりの状況からすると、いわゆる「ヘアー」が写っているだけでは摘発せず、性器が

露出している場合などに限って問題としているようです。

【⑪】 実際に、今年の9月末に、広島のあるプロバイダーが猥褻物公然陳列罪の容疑で書類送検される事件が起きました。ただこの事件では、プロバイダーが問題のページを、アクセス回数の多いページとして紹介していたような事情があるようで、単に自社の管理するサーバー上に猥褻画像データが蓄積されていたことのみを根拠として、責任を問われたわけではないようです。

【⑫】 一部の報道によると、前記の大手プロバイダーの家宅搜索の際には、警察当局は、サーバー自体を押収しようとしたと言われています。もっとも、事情を説明のうえ、被疑者のデータをフロッピーにコピーして提出することによって、了解してもらったとのことでした。

【⑬】 電気通信事業法第3条には、「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない」と規定されており、同法第4条第1項には、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定されています。

【⑭】 米国では、1996年2月8日に、いわゆる1996年通信品位法“Communications Decency Act of 1996”が成立しましたが、この法律には、18歳未満の者が受信することを知りながら、わいせつな“obscene”、または、淫らな“indecent”な画像等を送信したり、18歳未満の者がアクセスしうることを知りながら、明らかに不快な“patently offensive”態様で性的行為等を描写した画像等を表示することを禁止した条項が含まれていました。この法律は、憲法上保障された表現の自由を侵害するものとして、法案の段階から問題とされていましたが、ペンシルバニア州及びニューヨーク州の地方裁判所が、相次いで、同法が憲法に違反するものである旨判決を下し、注目を集めています。

e-mail  ip-law@impress.co.jp

皆様からのご質問、ご意見は、こちらのメールアドレスで受け付けております。お待ちしております。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp